

新健康保障制度に関する規程について

インドネシア政府は、2013年1月23日、健康保障に関する大統領規程 2013年第12号を公布しました（第111号改正令が2013年12月27日に公布）。本規程は2014年1月1日から既に施行されていますが、国営企業・（外資企業を含めた）大企業・中小企業にとっては2014年12月31日までの猶予期間が設定されており、従いまして日系企業が影響を受けるのは2015年1月1日からとなります（本規程第6条3項a.大統領令 2013年第109号1条13号）。

本規程は、全国民を対象とする社会保障制度の導入を規定した2004年第40号法令「国家社会保障制度法」に基づき、健康保障（Jaminan Kesehatan：日本では健康保険に該当）分野の運用を定めた規程です。この中で、企業側に従業員の健康保障への加入登録義務があり、雇用主、従業員双方の負担にて保険料の支払義務が発生することとなりますのでご注意ください。

1. 雇用者側の責務

雇用者側の責務として、「保険料を支払い、自らと労働者を健康保障の被保険者として健康BPJS¹に登録する義務を負う（第11条1項）」とされています。

労働者とは、給料、賃金、或いは他の形態の報酬を受け取って働く各人（第1条6）であり、従って正社員、契約社員問わず企業側に加入登録する義務があります。また、6ヶ月以上インドネシアで労働する外国人についても同様です（第4条6項）。

また、雇用者が健康BPJSに登録した労働者の加入データに変更などが発生した場合は、健康BPJSに対して不備なく正確に報告する義務も負います（第13条2項）。

なお、雇用者が労働者を健康BPJSに登録しない、ないしは変更登録を適切に行わないなどの責務を果たさない場合には、①書面による勧告、②罰金及び／或いは③特定の公共サービス申請の不裁可、という順番で行政罰が適用される可能性があります。

これにより、事業関連許認可の不裁可、プロジェクト入札参加に必要な許可発給の不裁可、外国人労働者雇用許可の不裁可など、事業運営上大きな影響を及ぼす可能性もあり注意が必要です。

2. 関係規程

本規程の詳細については、関係規程の邦訳をJ J Cウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。なお本規則上、外資企業に対しても2015年1月1日から義務化されることとなりますが、当地経営者協会（APINDO）及び主要労働組合連合（KSPSI、KSPI、KSPN、OSPI）が、新健康保障制度の準備不足のため加入義務化を2019年まで延期するよう要請している動きもあり、現実に期限通り実施されるのか、その運用を注視していく必要があります。

－ 健康保障に関する大統領規程 2013年第12号（第111号改正令含む）

¹ 2011年第24号法令「社会保障実施機関法」により、非営利公共事業体である社会保障実行機関（BPJS）が設立され、健康BPJSが当健康保障制度を統合して運用することとなりました。

http://www.jjc.or.id/houjin/Perpres_12dan111_tahun2013.pdf

- 社会保障実施における国政以外の雇用者と雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する行政罰の適用手順に関する 2013 年第 86 号政令

http://www.jjc.or.id/houjin/Pemerintah_86_tahun2013.pdf

以上